令和元年10月定例

伊達市教育委員会　会議録

令和元年10月9日開催

 令和元年10月定例伊達市教育委員会会議録

1. 開催日時　　令和元年10月９日（水）13時30分～

２．開催場所　　保原本庁舎東棟２階　201会議室

３．出席者　　　教育長　菅野　善昌

１番　太田　康一　　委員

　２番　髙野　保夫　　委員（教育長職務代理者）

　　　　　　　　３番　菅野　千惠子　委員

４番　三品　清重郎　委員

1. 欠席委員　　なし

５．説明のため出席した者

　　　　　　　　教育部長　　　　　　　　　　　　田中　清美

　　　　　　　　教育総務課長

（兼学校給食センター所長）　　　原　　好則

　　　　　　　　教育総務課主幹（教育施設担当）　佐藤　真

　　　　　　　　生涯学習課長　　　　　　　　　　坂本　直樹

　　　　　　　　学校教育課庶務管理係長　　　　　浅野　和典

　　　　　　　　こども支援課長　　　　　　　　　谷口　信高

　　　　　　　　こども育成課長　　　　　　　　　森林　敏昭

６．本委員会書記

　　　　　　　　教育総務課総務企画係長　　　　　冨田　昭子

　　　　　　　　教育総務課総務企画係主事　　　　渡邉　美佳

1. 日程１　開　　会

**○菅野教育長**これより令和元年10月定例伊達市教育委員会会議を開催いたします。本日は全員出席しておりますので、会議が成立しました。

８．日程２　会期の決定

**○菅野教育長**　開会時刻は13時31分といたします。次に会期の決定についてお諮りをいたします。会期については、本日９日にしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

【委員より異議なしの声あり】

**○菅野教育長**　異議なしと認めます。会期については、本日９日と決定します。

９．日程３　議事録署名委員の指名

**○菅野教育長**　続きまして議事録署名の指名に移ります。本日の議事録の署名は１番太田委員と、４番三品委員にお願いします。ここで９月定例伊達市教育委員会会議の議事録について、２番髙野委員と３番菅野委員に署名いただきましたので、報告します。

10.日程４　会議の進め方

**○菅野教育長**　本日の会議の進め方について、原教育総務課長から説明をお願いします。

**○原教育総務課長**　資料により説明

（１）開会

　（２）会期の決定

 （３）議事録署名委員の指名

　（４）会議の進め方

　（５）傍聴の許可

　（６）議　事

　　　　　議案第42号　教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について

　　　　　議案第43号　伊達市いじめ問題対策委員会規則の制定について

　　　　　議案第44号　伊達市教育委員会事務事業点検評価委員会報告書について

　　　　　議案第45号　令和２年度伊達市学校給食費について（諮問）

　（７）報告と協議

　　　　　教育長から

　　　　　各部長から９月定例議会報告

　　　　　各課から

　　　　　各教育委員から

　　　　　その他

（８）閉　会

11.日程５　傍聴の許可

**○菅野教育長**　傍聴の許可に入ります。傍聴の許可を求める方はいらっしゃいますか。

**○冨田総務企画係長**　いらっしゃいません。

12．日程６　議　事

**○菅野教育長**それでは議事に入ります。「議案第42号　教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。教育総務課長から説明をお願いします。

**○原教育総務課長**　資料により説明

**○菅野教育長**ただいま説明あった議案第42号について、委員の皆様の質疑をお願いします。ご意見のある方の発言をお願いします。

**○菅野教育長**　そのほか、質疑がなければ質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより採決に入ります。本案を決することに異議はありませんか。

【委員より異議なしの声あり】

**○菅野教育長**　異議なしと認め、「議案第42号　教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり可決されました。

**○菅野教育長**　続きまして「議案第43号　伊達市いじめ問題対策委員会規則の制定について」を議題とします。学校教育課庶務管理係長から説明をお願いします。

**○浅野学校教育課庶務管理係長**資料により説明

**○菅野教育長**いじめ防止等に関する条例の制定を受けて、その具体的な事務や対策について話し合う機関としていじめ問題対策委員会を定めるという規則ですね。

**○菅野教育長**　ただいま説明あった議案第43号について、委員の皆様の質疑をお願いします。ご意見のある方の発言をお願いします。

**○太田委員**第２条には、伊達市立学校設置条例に定める小中学校を対象とするとありますが、認定こども園や幼稚園は該当しないのでしょうか。また、第６条第４項にて規定されている出席委員の過半数を超える決定があった場合、会議の内容を一部または全部公開しないことができるとありますが、基本的に公開なのでしょうか、非公開なのでしょうか。加えて、この規定の意図について分からないので教えて頂きたいと思います。

**○浅野学校教育課庶務管理係長**　まず第２条に関する範囲についてですが、認定こども園や幼稚園等は該当しません。また、第６条第４項についてですが、会議の内容は基本的に全部公開になります。常設の会議等、個人情報等が含まれない場合は公開します。個人情報や、特定できてしまうような情報が含まれる場合においては、公表する時に非公開として掲示する考えです。

**○太田委員**　認定こども園や幼稚園ではいじめが発生しないと考えて条例に載せていないのか、それとも別に定めがあるのでしょうか。また、公開・非公開について、会議の度に公開・非公開を決めるのか、あらかじめ非公開とする部分を定めておいて決定するようなかたちになるのでしょうか。

**○田中教育部長**　前段のご質問については、国の定める「いじめ防止対策推進法」の対象が小学校・中学校・高等学校ですので、保育園・幼稚園・認定こども園等は含まれておりません。認定こども園等ではいじめがないとしているという事ではなく、国の法律上の規程であり、したがってそれを受けて作られた伊達市条例もこのように定めています。また、非公開にする際の方法についてですが、個人情報が含まれる場合、議事の途中に非公開とすることを諮る場合と、冒頭から議事について非公開とすることを諮る場合の２パターンを考えております。議事録については、非公開の部分に「議決により非公開とする」と表記したいと考えております。

**○髙野委員**　第２条に関連して、もし仮に認定こども園でいじめ等の事態が発生した場合、どのように対応する予定なのでしょうか。また、第６条４項の文言について、議決一般について公開・非公開を諮るものとして捉えられかねないかと思います。もう少し理解しやすい表現はできますか。個人情報を含む場合は等の言葉を補足した方が良いのではないでしょうか。

**○森林こども育成課長**　保育園・幼稚園・認定こども園等について、いじめ等の問題は現在のところないものと考えております。こうした問題につきましては、未就学児ですので子ども達がいじめという認識をもって行動を起こしているのかどうかという、就学後の児童生徒との違いもあります。子ども達を見守る中で、個人間のトラブルや事故は日常的に発生します。そうしたトラブル等については、保育士の先生方が関わりながらわだかまりを解決するよう対処しています。保護者の方への連絡等も同時に行っており、私たちとしては、保育園・幼稚園・認定こども園等においていじめは生じていないものと認識しております。

**○田中教育部長**　第６条第４項の文言につきましては、他の自治体においても「具体的な個人情報等を含む場合」等の表記はしておりません。一般的に、今回の条例と同じような形態をとっており、具体的な中身については会議の中で判断していくようなかたちです。

**○髙野委員**今の説明でいけば、第４項の場合において、「対策委員会の会議は一部または全部を公開しないことができる」という文言で良いのではないでしょうか。「出席した委員の過半数で議決したときは」という文言が分かりにくくしているように思います。

**○田中教育部長**　情報公開制度の関係上、どういった理由で公開・非公開とするのかという根拠が必要です。特にマスコミ等に、どういった理由で公開しないのかという根拠を求められますので、そうした場合に理由を明示するためです。

**○髙野委員**「出席した委員の過半数の議決を経て、全部または一部を公開しないことができる」とすれば意図が分かるのではないでしょうか。「出席した委員の過半数で議決したときは」ということですと、文章に引っかかりができてしまい読んでいて分かりづらい文章になってしまっていると感じます。他の自治体と足並みをそろえる必要があるならば、非公開の場合もあるということを標記すればよいはずですので、「出席した委員の過半数の議決を得て全部または一部を公開しないことができる」で事足りるのではないでしょうか。

**○田中教育部長**　条例の文言に関しては、行政標語的な部分があります。また、規定の仕方については他の自治体においても同じようなかたちであり、この点に関しましては、ご理解いただければと思います。

**○髙野委員**　第８条に関して、専門調査委員の人数は決まっているのでしょうか。人数の表記は必要ありませんか。

**○田中教育部長**　第８条に関しましては、専門調査委員を置くことができるという内容です。具体的な人数については案件によって変わるものと考え、第９条の調査部会のところで規定しております。

**○髙野委員**　では、調査委員会のために専門調査委員が配置されるということでしょうか。何のために専門調査委員が配置されるのでしょうか。調査部会が規程されており、そのために専門調査委員が配置されるということであれば、第８条と第９条の条文の順序が逆なのではないでしょうか。

**○浅野学校教育課庶務管理係長**　専門調査委員というのは、調査部会のためだけに置かれているということではありません。重大事案が発生した場合、学識経験者や弁護士等だけでは判断できないような案件も想定されますので、全体的な専門調査委員を設けるような形になっています。

**○髙野委員**　そういうことであれば分かります。人数は定めないのですね。

**○浅野学校教育課庶務管理係長**　案件によっては専門家の必要人数が異なることも考えられますので、具体的な人数については明言しておりません。

**○髙野委員**　第９条第３項において、「委員長がこれを指名する」とありますが、ここに規定されている「これ」とは何を指すのでしょうか。

**○田中教育部長**　部会長を指しております。調査部会に部会長を置き、部会委員のうちから部会長を任命するということです。

**○髙野委員**　委員長というのはいじめ対策委員会の委員長でしょうか。

**○田中教育部長**　そうです。専門調査委員はいじめ対策委員会もしくは調査委員会に出席します。専門調査委員だけの会議というものは想定しておりません。重大事態が発生した場合において、調査部会が必要な場合は置くことになっています。案件によって、適任者が変わります。法律関係や臨床心理関係等それぞれのケースに適した委員長を選出するためにこうしたかたちをとっています。

**○髙野委員**　第９条の冒頭にて「対策委員会に調査部会を置く」とありますので、対策委員会の委員長が調査部会の委員長を指名するということですね。

**○田中教育部長**　そうです。

**○菅野教育長**　そのほか、質疑がなければ質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより採決に入ります。本案を決することに異議ありませんか。

【委員より異議なしの声あり】

**○菅野教育長**　異議なしと認め、「議案第43号　伊達市いじめ問題対策委員会規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

**○菅野教育長**　続きまして「議案第44号　伊達市教育委員会事務事業点検評価委員会報告書について」を議題とします。教育総務課長からお願いします。

**○原教育総務課長**資料により説明

**○菅野教育長**　ただいま説明あった議案第44号について、委員の皆様の質疑をお願いします。ご意見のある方の発言をお願いします。

**○太田委員**　１放課後児童健全育成事業にて、総合評価が「改善し、継続」となっています。評価理由に一部のクラブで定員超過による入所受付の停止とあり、今後伊達・上保原については児童クラブの建設・定員増を計画しているとあります。計画が実現するまでには２～３年かかるかと思いますが、その間はどのように対応する予定でしょうか。

**○森林こども育成課長**　現状では施設の大きさに合わせて定員数を設定しています。伊達の放課後児童クラブは定員を160名とし、それを超過した分に関しては施設受入れ可能人数以上は受入れを行っています。また、支援員・補助員の不足する分はシルバー人材センターに依頼する予定です。数は、施設受入れ可能人数以上は子どもの安全を確保する観点から受入れをすることができません。利用のニーズが高いのが１～４年生であり、５、６年生に関しては家に１人でいることが比較的可能なところもありますので、どうしてもお断りしなければならない場合は、高学年の方にご理解頂いている状態です。上保原に関しては現在80名が定員ですが、富成小学校が統合されたこともあり特殊な状況にあります。以前はプレハブと小学校の空き教室で放課後児童クラブを行っていましたが、統合により空き教室が無くなりました。現在は、近接している上保原地区交流館の図書室の一部をお借りし、２か所に分かれて子ども達の支援を行っております。施設との兼ね合いもありますので、子ども達の安全を確保できる分しか受け入れることができないのが現状です。今後のニーズの増加に合わせて、伊達に関しては定員を200人に増やす予定です。上保原についても宅地開発計画が令和３年度以降に分譲開始という話を踏まえつつ、計画を立てております。

**○菅野教育長**新しい施設が完成するまでは受け入れのキャパシティは変わらないので、現状１～４年生を優先して受け入れるようにし、５，６年生に関しては説明をして子ども達の安全を確保するための運営をご理解頂いているというかたちになりますね。

**○髙野委員**　予算面を見たときに、子ども育成課の放課後児童健全育成事業について、平成30年度と比べて令和元年度の予算が3,000万円ほど低くなっています。他にも文化財関連のところで予算が大幅に下がっています。なぜでしょうか。

**○森林こども育成課長**　平成30年度に関しては事業費の中に、伊達の放課後児童クラブの基本設計及び実施設計の費用が含まれております。運営費に関しましては、削っているということではありません。建設事業や施設改修の事業費の差が表れています。

**○髙野委員**　８歴史を活用した地域創生事業においては、平成29年度200万円あったものが令和元年度には84万円に下がっています。これはどのような背景があったのでしょうか。

**○坂本生涯学習課長**８歴史を活用した地域創生事業については、美術館の整備について取り組んでまいりました。平成29年度については施設整備の基本構想ということで、予算を頂いておりました。平成30年度は、庁内協議の期間ということで、協議に係る旅費等として予算化しておりましたので、金額が大幅に下がっております。令和元年度に関しては、博物館の基本構想は残しつつも既存施設の活用も検討する期間としております。職員の旅費の分だけ、計上しておりました。今後具体的に計画が進めば、それに伴って経費を計上する予定です。令和２年度には予算を要求する予定です。

**○菅野教育長**　国の指定を受ければ国からの補助も受けられるようになります。歴史を活用した地域創生事業について、伊達市全体の構想として具現化していきたいと思います。

**○三品委員**　成果指標の考え方について、少しずれているような印象を受けました。例えば、放課後児童健全育成事業の問題点として待機児童の発生等がありますが、成果指標が待機児童の解消数等ではなく、放課後児童クラブ数になっているので、問題に沿ったものかどうかが分かりにくいと感じます。成果指標の設定について、見直しをしていただければと思います。問題点を改善するような成果指標にして頂きたい。

**○原教育総務課長**　成果指標については、問題点に沿った成果指標を示すのが難しいところもあります。適正な成果指標になるよう検討したいと思いますが、総合計画の成果指標についても数年間積み上げてきた数値ですので、変更は計画の見直しなどの機会に考えさせて頂きます。

**○菅野教育長**成果指標に関しては、読む側も作成側も分かりやすく適切なものを設定できるようにしたいと考えております。取り組みによる変動が分かるような形での指標を設定する必要がありますね。

**○菅野委員**前回の11事業から8事業に減ったことにより、検討の時間が増え、より細やかな点検ができたものと思います。この8事業の中でも放課後児童健全育成事業や屋内運動場等の現場のあるものについては、評価委員が実際に現場を視察することでよりよい評価を行うことができるのではないでしょうか。

**○原教育総務課長**　まさにその通りだと思います。見て頂くことも検討したいと思います。

**○髙野委員**　以前も議論されましたが、点検評価は何を目的として行うのでしょうか。点検評価は、次年度に反省点を生かすために行われるものだと考えます。それを考えると、点検評価の提出が遅いのではないでしょうか。９月あたりの委員会で提出いただければ、次年度に要望を繋げることができるのではないかと思います。

**○原教育総務課長**　事務事業の上に基本事業という数年かけて行う総合計画の中での事務事業の位置づけをおこなっております。定められた期間の中で事業を実施する計画をその年ごとに立てておりますので、次につながる点検評価となるように検討していきたいと考えております。

**○髙野委員**　点検評価委員からの意見が外部評価として書かれていますが、具体的な政策としてどのように打ち出していくのかという繋がりが分かるように検討して頂きたいと思います。

**○菅野教育長**　そのほか、質疑がなければ質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより採決に入ります。本案を決することに異議ありませんか。

【委員より異議なしの声あり】

**○菅野教育長**　異議なしと認め、「議案第44号　伊達市教育委員会事務事業点検評価委員会報告書について」は、原案のとおり可決されました。

**○菅野教育長**　続きまして「議案第45号　令和２年度伊達市学校給食費について（諮問）」を議題とします。学校給食センター所長からお願いします。

**○原学校給食センター所長**資料により説明

**○菅野教育長**現在の給食費が平成26年度に設定され、６年継続しました。その間、栄養摂取基準の変更や副食費が圧迫される等の問題が生じており、今回幼稚園・小学校・中学校にかかる給食費の改定ということを考えております。

**○菅野教育長**　ただいま説明あった議案第45号について、委員の皆様の質疑をお願いします。ご意見のある方の発言をお願いします。

**○三品委員**　給食費は基本的にまかない費を基本として徴収されているかと思います。給食を作ることに関するランニングコストは上がっているのでしょうか。委託費用に関しても、給食作成にかかる全体で契約されているのか、それとも１食あたりの値段で契約されているのでしょうか。給食に係る維持管理費についてお伺いしたいと思います。なぜなら、１人あたりいくらという契約になっているのであれば、子ども達の数が減っている現状、維持管理にかかる経費も下がっているはずでず。その下がった分に余裕が生まれているのであれば、その余剰分でまかない費用に補助を出すことができるのではないでしょうか。値上げではなく値下げに繋げることも可能であると考えます。まかない費用が上昇するのは仕方のないことですが、維持管理費等含めてトータルで考えれば家庭への負担を減らす方法があるのではないでしょうか。

**○原学校給食センター所長**　給食の委託については、グリーンハウスの方に委託しております。梁川・保原の給食センターがあった時と比較すると、以前よりは若干人件費等が下がっている状況です。給食作成に係る費用については、１食あたりの計算で行っております。毎日作る人数は決まっておりますので、年度当初は負担行為で費用を取っておりますが、人数が減れば変更負担をかけて費用を下げていくような形をとっております。ですが、下がった費用分が浮いたからといって、食材費に補助ができるかどうかというと、学校給食法第11条の「学校給食費は保護者の負担とする」を基本に考えております。給食費の減免や無償化という事例もありますが、今の所は学校給食法に則り考えております。

**○三品委員**　補助をしてはいけないとは書いてありませんよね。保護者が負担するものであると書かれていますが、全額負担するとも書かれていません。

**○原学校給食センター所長**　補助をするということも一つの考えかとは思いますが。

**○三品委員**　伊達市に住むと給食費が他のところに比べて安いという事になれば、人も集まるのではないでしょうか。子ども達が減った分の予算は市としては浮いているはずですので、こども達の補助に回して頂きたいと思います。

**○田中教育部長**　今学校給食センター所長がお答えした通りではあります。議会でも、昨年９月、１２月、今年の６月において給食に関する質問を受けております。伊達市の子育て支援という部分は、学校給食の他にも実施しております。例えば放課後児童クラブは、他の県内自治体と比べると手厚い子育て支援を行っております。今までやってきた施策を継続していくことを考えており、学校給食への補助を行うことは今のところ考えておりませんと答弁しています。

**○髙野委員**　三品委員は給食費の据え置きもしくは負担の軽減をという立場ですね。私も同じ意見です。学校給食センター所長の立場からすれば、１食あたりの給食費の値上げをせざるを得ない状況であるという事は分かります。ですが、１食あたりということに焦点が当てられ、１年間トータルでの値上がりはどのくらいになってしまうのでしょうか。家庭によっても１人該当する場合、２人該当場合、３人該当する場合と様々なケースが想定され、家庭への負担は決して軽くはないと考えます。議会でも、給食の負担を軽減する方向の発言が度々出ています。伊達市として給食費の負担軽減に努力し、なるべく値上げしない方向にしていただければと考えます。令和元年10月からの消費税値上げの影響は、少なくはないと思います。消費税増税に伴い、各家庭の負担は徐々に増えていくでしょう。そこに給食費が上乗せされれば、追い打ちをかけるようなかたちになってしまいます。給食費の負担を増やさない余地があるのであれば、なるべく据え置きの方向が良いのではないかと思いました。

**○菅野教育長**　例えば、小学生１人が年間200食食べたとして、１食15円の増ですので年間3,000円の値上げになりますね。捉え方によっては、消費税増税に伴う保護者の負担感が増している部分もあるかもしれません。要保護・準要保護という枠組みで、家庭の収入状況に応じて学校に係る費用の支援が行われており、そうした家庭には給食費が無料になってはおります。ただ、今頂いたような視点は大事にしなければならず、ご意見として承りたいと思います。

**○太田委員**　私は、三品委員や髙野委員とはまた考え方が異なります。食物残渣の問題にも関係するのですが、食物残渣がないような食べきれる食事、子ども達が喜ぶ食事、楽しい食事が学校給食において求められるのではないかと考えます。現状において、給食が残っていたり、捨てられていたりする問題があるかと思います。多少負担が増えたとしても、今日の給食はおいしかった、楽しかったと子ども達が喜ぶ給食にして欲しいです。学校や給食センター等で実際に給食を頂いた際に、これでは物足りないのではないかと私は思いました。毎日食べる子ども達のことを思うと、もう少しデザート等を付けても良いのではないかと考えますが、それには費用が足りていないと感じます。また、必ずしも牛乳が必要ではないのではと思います。給食費が270～315円の中で、牛乳は57円という高い割合を占めています。牛乳をなくし、牛乳分のカロリーや栄養素等を主食やおかず等で補うこともできるのではないでしょうか。おいしい食事、食物残渣が出ない食事というところを給食には目指して欲しいと私は考えます。

**○原学校給食センター所長**　おいしい食事、喜ぶ食事ということですが、副食の中でゼリーやデザートが出ると子ども達は非常に喜びます。ゼリーに関しても、味だけでなくカルシウムやその他必要な栄養が入ったものを提供したいと考えておりますが、今の給食費ですと実現が難しいのが現状です。栄養価が高く、地域性があり、かつ食育に適しているものを給食として提供するとなると現状が厳しいため、今回の値上げを提案した次第です。

**○髙野委員**　確かに、おいしく楽しい給食という視点は大切ですし、そこに反対する理由はありません。ただ、給食にかかる負担を家庭にストレートに返すのではない方法を検討して頂きたい。おいしい給食を提供するという事で、その給食に係る負担をどこが負担するのかが問題です。実際に食べているのだからと家庭にそのまま負担を返すのか、それとも伊達市として何らかの補助を行うのか、補助を行うのは伊達市の財政的に厳しいのでしょうか。

**○田中教育部長**　それぞれの立場で貴重なご意見をいただきました。こども部の関係になってしまいますが、こども遊び場について市外からの来場者も多い状態にあります。市外からの来場者を有料にさせてもらう等にすることで財源を確保することも視野にいれております。また、民間で行っている、預かることに重きを置いた放課後児童クラブのような取り組みも昨今多くなっています。そうしたところを踏まえて、新たにどういったところに補助や支援を行うのかという事をトータルで考えて参りたいと思います。

**○髙野委員**　消費税増税に伴う便乗値上げと言われないように、１年間値上げをせず、据え置くことはどうでしょうか。給食費には物価の値上げを反映していませんという説明を先ほどいただきましたが、受け取り方によっては物価が上がったのだから給食費も上げるといった印象を与えます。１年間据え置くという考えはいかがでしょうか。

**○菅野教育長**　１年間据え置きというご意見ですが、来年度の予算編成にも関わりますので、今の時期に議論し次年度に向けて準備を進めて行きたいと考えます。ご意見に関しては、給食センターの運営委員会の中でも十分に議論されることかとは思いますが、教育委員会から出された意見ということでお伝えしたいと思います。

**○髙野委員**　市民は、給食費に関して教育委員会がどのような議論を行っているのかについて注目しており議事録に目を通す人もいます。ここは、教育委員会の判断としてきちんと整理をする必要があるかと思います。教育委員会のこの場では給食費の値上げについて必ずしも賛成ではなく、１年据え置きにするという意見が出ているという事を教育委員会の記録として残しておく必要があるかと思います。値上げは、家庭への影響が大きいものです。１食10～16円の値上げは、年間を通せばそれなりの負担ですし子どもの数によっても負担が大きく異なります。

**○菅野委員**　私としては給食に関して、髙野委員の値段の１年間の据え置きという考え方に賛成です。消費税増税があったばかりですので、各家庭に誤解を招きかねません。できうるのであれば、据え置きで様子を見ることができればと思います。おいしく楽しい給食に関連して、給食の残渣の話が先ほどありました。この残渣に関しては、給食センターの工夫は勿論ですが、各学校での工夫の余地があると考えます。例えば小規模校では、全校生徒で食堂に集まって給食を食べています。各教室で分かれて給食を食べると１年生の教室では多く、６年生の教室では足りないといった状況がしばしばあります。小規模校では同じ場所に集まって食事を行うため、残渣の問題が解決しやすいのではないでしょうか。もう一つ、本当はやってはいけないことなのかもしれませんが、とある小学校で１年生の給食がたくさん余ってしまい６年生に分けた事例があります。給食後、６年生が１年生にお礼を言いに教室に来たそうです。他学年との良い関係を築くことに繋がりますし、残渣をなくす取り組みとしてのよい工夫ではないでしょうか。

**○三品委員**　先ほど田中教育部長にお答えいただきましたが、私は給食費の補助について予算の余地があり間違いなくできうると考えていました。お話によれば、優先順位の問題であり他の事業に用いているとのことですが、各家庭の負担を減らすことが優先順位が高いのではないかと判断します。１年据え置きではなく、限りなく無料化を目指すべきであると考えます。以上の理由から、私は値上げに反対であるという立場です。

**○菅野教育長**　給食費に限らず、教育に関する費用は私達としてもできうる限り値上げをせず、抑えていかなければならないと考えております。要保護・準要保護の家庭の基準をどのようにするか、生活保護の何倍の所得から就学支援制度の対象にするかといったことも、保護者の負担を減らす上で非常に大きな課題であると思います。今回の給食費について焦点を絞ると、バランスの取り方が重要だと思います。大きく分けて、主食と副食と牛乳があり、主食及び牛乳に関しては近隣自治体の給食センターも同じ値段で運営しています。子ども達にバランスの取れた給食を提供しつつ、健やかな成長を図ることを総合的に考えた場合、基準を満たしていない日が生じることや、不足分を別の日にどうにか補うような状況にあります。保護者への負担と、子ども達の望ましい食習慣及び栄養摂取を考えた時に、一人の委員として給食費の値上げもやむを得ないのではないかと考えます。

**○三品委員**　私は反対の立場ですが、１年間様子を見るという形が折衷案として良いのではないかと思います。今後他の委員会や議会等に出すとしても、その中に一言１年間様子を見ることや、次年には議題に上げることを予告しておく等のかたちにできればと思います。

**○田中教育部長**　議会については、予算の説明の中で値上げについての説明を行うこととなります。昨年度時点では一般質問にて給食の無償化について複数質問を頂きましたが、伊達市としては無償化を考えていないという答弁を市長から申し上げております。

**○菅野教育長**　給食費の無償化につきましては、皆さんの意見を教育委員会で出た意見として頂きますが、最終的には市全体としての事業推進や市長の方針と大きく関わってくる部分ですので、今後慎重に検討しなければならないと考えております。

**○髙野委員**　教育委員会としての議決事項としては、先ほど委員の考えが表明されたわけですので、最大限生かして上にお伝え頂きたいと思います。給食費が非常に厳しい状況にあることは分かりましたが、各家庭の経済的状況も決して楽ではありません。それらを考慮すると、１年間程度の保留を判断せざるを得ないのではないかというのが教育委員会としての結論ではないかと考えます。

**○田中教育部長**　先ほど太田委員からお話のありました、児童生徒へのおいしい給食の提供ということで、今回はそうしたものを提供できるよう値上げを提案しておりました。教育委員会として１年据え置きという意見ならば、給食センターの委員会に諮問できませんので、現状の給食費の中で引き続き努力を続けざるを得ないようなかたちになります。

**○菅野教育長**　今回については、教育委員会から給食センターの委員会に提案することはなく、今後１年間の消費物価等の動向や保護者への負担の様子を見つつまた次年度再検討することとしたいと思います。

**○田中教育部長**　先ほどの一般質問における答弁につきましては、市の考え方として給食費ではない他の部分に予算を割いているという事ですので補足させていただきます。また、今回の議論を踏まえ、議案第45号については事務局からの取り下げというかたちにさせて頂ければと思います。

**○髙野委員**　取り下げという事は議事録等がどのようになるのでしょうか。

**○田中教育部長**　今回の議論の過程につきましては掲載します。意見を踏まえて事務局から取り下げという形にさせて頂ければと思い提案しました。

**○菅野教育長**　そのほか、質疑がなければ質疑なしと認め、質疑を終結します。「議案第45号　令和２年度伊達市学校給食費について（諮問）」は、議論の結果事務局からの議案取り下げとします。

13.日程７　報告と協議

**○菅野教育長**それでは日程７、報告と協議に移ります。最初に教育長からの報告です。

**○菅野教育長**資料により報告

10月教育長報告

１　月舘小中一貫教育校設立に向けて

（１）第１１回設立準備検討委員会全体会議…令和元年１０月７日（月）開催

　　①　閉校式について

　　　○　月舘中・・・・・・・令和２年３月２３日（月）

　　　○　月舘小・小手小・・・令和２年３月２８日（土）

　　②　閉校式について

　　　○　令和２年４月６日（月）

　　③　施設の貸出、幼小中の連携、各部会における検討事項の報告

　　※　第１２回設立準備委員会全体会議（全体会議としては最終回）

　　　○　令和元年１２月１１日（水）に開催

２　第３回伊達市立小・中学校教頭会議

３　各種大会等への参加

（体位・体力の向上、たくましい心の育成、地域との交流）

（１）中体連支部総合新人大会・・・９月２４日（火）～２５日（水）

（２）伊達市陸上児童記録会・・・９月２５日（水）

（３）粟野小運動会（地区と合同）・・・９月２９日（日）

　　［今後、各小・中学校で運動会や学習発表会、文化祭　～１０/２７(日)］

（４）ＪＡ共済県小・中学生交通安全ポスターコンクール

　　　審査員特別賞：吉田琴葉（大田小）

４　地域の行事等への協力と参加

［自己の振り返りと将来への希望、伊達市への理解の深化、

地域への誇りと愛着］

（１）保原地域わたしの主張発表会・・・１０月５日（土）

　　○　桃陵中学校吹奏楽部の演奏

　　○　地域内小・中・高等学校の代表児童・生徒による発表

（２）伊達市消防団秋季検閲・・・１０月６日（日）

　　○　幼稚園・保育園・認定こども園のパレード

５　その他

（１）学校だより、新聞報道等から

（２）その他

**○菅野教育長**　続きまして、各部長から９月定例議会報告をいたします。

**○田中教育部長**

**○谷口こども支援課長（半沢こども部長の代理）**　　資料により説明

**○菅野教育長**続けて各課からの報告をお願いします。

**○原教育総務課長**教育委員会行事について資料により説明。

　来年度３～４月に予定をしております月舘・小手小及び月舘中学校の閉校式及び月舘学園開校式の日程についてお知らせします。

閉校式からお伝えします。月舘中学校の閉校式は３月23日（月）13：30～体育館で行われます。なお午前中は各小学校の卒業式です。月舘小学校・小手小学校は３月28日（土）です。月舘小学校が10：30～、小手小学校が13：30～の予定です。開校式は４月６日（月）10：00～です。午前中に始業式を行い、入学式は13：20～の予定です。教育委員の方には３月23日の月舘中学校の閉校式、３月28日の月舘・小手小学校閉校式、４月６日月舘学園の開校式に出席いただければと思います。閉校式及び開校式の次第についてお配りしましたので、ご確認頂ければと思います。招待状につきましては閉校式・開校式をまとめて１月中旬にお送りいたします。

前回の定例教育委員会の中で、教育振興計画の振り返りを10月定例教育委員会にてお話しする予定でしたが、作業状況の関係上、次回に向けて準備致します。

**○坂本生涯学習課長**美術館や資料館にて企画展を行っております。ぜひお越しいただければと思います。

**○浅野学校教育課庶務管理係長**ヤングアメリカンズ事業について、10月12日～13日に予定しております。台風19号の影響が懸念されますので、関係者の安全を考慮しつつ運営を行いたいと思います。

**○森林こども育成課長**　特にありません。

**○谷口こども支援課長**　台風19号の関係で、土曜日に予定していた事業を延期します。講師の方に県外からお越しいただく関係上、安全面を考慮して延期としました。

**○菅野教育長**　ただいま報告あったこのことについて、ご意見、ご質問のある方の発言をお願いします。

**○太田委員**月舘学園の開校式の際に、式の始まる前などのタイミングで作詞をされた故宇井先生への黙とうを入れる事をご検討いただけたらと思います。

**○原教育総務課長**タイミングや式次第等を確認しつつ検討いたします。

**○菅野教育長**それではないようですので、教育委員からの報告事項はありますでしょうか。

【各教育委員　特になし】

**○菅野教育長**　ご意見、ご質問はほかにはございませんか。それでは、ないようですので、11月の定例会等の日程について、事務局から説明願います。

**○原教育総務課長**　次回11月定例教育委員会会議　開催予定日

　　　　　　　　　　日　時　令和元年11月13日（水）

　　　　　　　　　　会　場　保原庁舎東棟２階　201会議室

**○菅野教育長**　ただいまの報告、及びその他全体を通して、ご質問、ご意見等ございませんか。その他ないようでしたら、閉会に移ります。本日は以上で終了いたします。ご出席ありがとうございました。

14．日程８　閉　　会　15時36分

　上記記録の正確なことを認め、ここに署名する。

　　　　令和元年10月９日

　　　　　　　　　　　　議事録署名人

　１番委員

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　４番委員

　　　　　　　　　　　議事録調製者　教育総務課総務企画係　渡邉　美佳